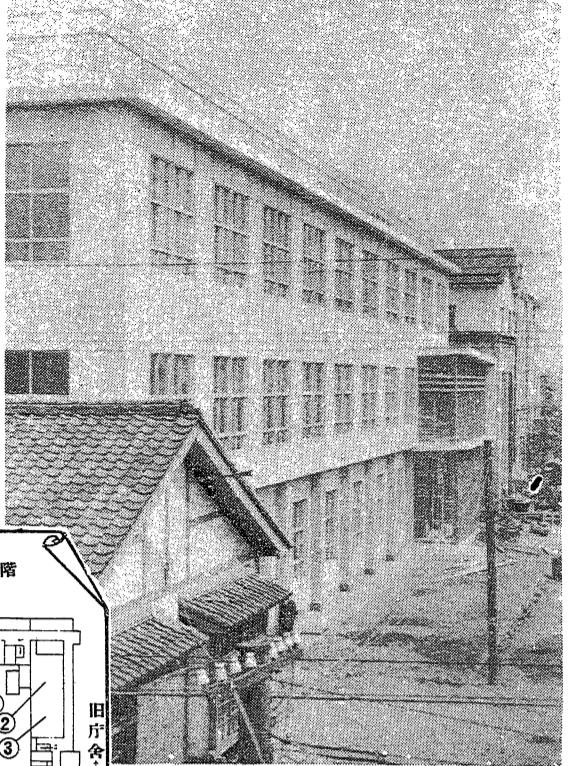
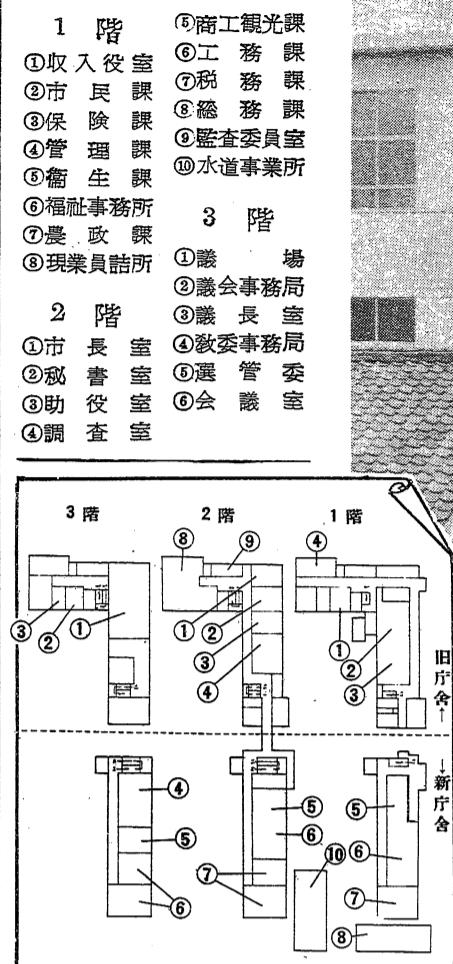


## 庁舎平面図



一昨年十二月の市議会定例会において議決された市庁舎の増築は総工費四、九七二万円でもとの北会津財務事務所あとに建築中であります。また、この度近代的な技術のすいをあつめて見事に竣工し、名実ともに明るい市役所へ大きく歩をふみだしました。

旧庁舎は昭和十二年に建てられたもので終戦後地方自治制度の拡充とともに市役所の機構も大きくなり、現在の市庁舎では、全部の離しなければならず、永ら別図の通りであり、今月末までに明るい市役所へ大きく歩をふみだしました。

## 増築中の市庁舎落成 ともに明るい市役所へ

### 総工事費四九七二万円



発行所  
福島県会津若松市役所  
編集兼發行人新城辰五郎  
定価 5.00

5月号

人口動態	
(5月1日現在) 帯人	311
数口 在世男女	77 41 48
(4月中) 出生入戸	81 803 3
死亡出戸	
転入婚姻	

機械類の貸付譲渡	
申込五月二十五日～六月二十日	(事業経歴書(法人にあっては登記簿等)、申請書及びカタログ)
一、主なる貸付条件	今年も市内の中小企業者に對し、機械類の貸付譲渡が行われます。希望者は次
2 貸付期間は5ヶ月以内	の要領により市商工観光課にお申込み下さい。
3 申請書及び添付書類	1 貸付料は機械の価格に相当する額を五年年賦で納入する。
(①事業経歴書(法人にあっては登記簿等)、②申請書及びカタログ)	2 貸付料は機械の価格に相当する額を五年年賦で納入する。
(③見積書及びカタログ)	3 申請書及び添付書類
(④前年度における所得税証明書)	なお詳しいことは商工観光課にお問合せ下さい。
(⑤法人における所得税税及び事業税)の納付税額	申込五月二十五日～六月二十日
(⑥営業報告書)	なお詳しいことは商工観光課にお問合せ下さい。
(⑦前年度における所得税証明書)	申込五月二十五日～六月二十日
(⑧申込五月二十五日～六月二十日)	なお詳しいことは商工観光課にお問合せ下さい。
(⑨申込五月二十五日～六月二十日)	申込五月二十五日～六月二十日
(⑩申込五月二十五日～六月二十日)	なお詳しいことは商工観光課にお問合せ下さい。

## 機械類の貸付譲渡

申込五月二十五日～六月二十日

### 市民の声

【質問】ハード工場が会津

